

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第143期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	日本碍子株式会社
【英訳名】	NGK INSULATORS, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 雋
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区須田町2番56号
【電話番号】	052(872)7171番
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部財務部長 坂部 進
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング25階 日本碍子株式会社 東京本部
【電話番号】	03(6213)8855番
【事務連絡者氏名】	東京総務グループマネージャー 串田 峰人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第2四半期 連結累計期間	第143期 第2四半期 連結会計期間	第142期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	152,332	76,462	364,888
経常利益(百万円)	28,868	14,255	69,324
四半期(当期)純利益(百万円)	18,750	9,764	45,951
純資産額(百万円)	-	344,503	337,513
総資産額(百万円)	-	530,616	557,389
1株当たり純資産額(円)	-	975.98	942.94
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	55.79	29.10	136.36
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	55.72	29.07	136.22
自己資本比率(%)	-	61.0	57.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	14,322	-	66,659
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	9,140	-	16,685
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	20,375	-	10,116
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	100,685	119,795
従業員数(人)	-	11,304	11,551

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	11,304 (2,780)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	3,155 (1,165)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
電力関連事業(百万円)	23,238
セラミックス事業(百万円)	41,795
エレクトロニクス事業(百万円)	19,091
合計(百万円)	84,125

- (注) 1. 購入品仕入実績については区分して記載することが困難なため、生産実績に含めて記載しております。  
2. 金額は販売価格をもって表示しております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
4. セグメント間取引については、相殺消去しております。

#### (2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
電力関連事業	22,217	23,980
セラミックス事業	37,753	14,191
エレクトロニクス事業	19,134	10,022
合計	79,105	48,194

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
電力関連事業(百万円)	19,779
セラミックス事業(百万円)	37,845
エレクトロニクス事業(百万円)	18,837
合計(百万円)	76,462

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、原油や原材料価格の上昇により企業や家計の所得が減少に転じ、設備投資や消費が低迷するなど停滞局面を迎えました。

このような経済状況のもとで当社グループは、セラミックス事業の自動車排ガス浄化用触媒担体及びディーゼル関連製品やエレクトロニクス事業の半導体製造装置用セラミックス製品が低調であったことから、当第2四半期連結会計期間の売上高は764億62百万円に留まりました。利益面では、売上高の減少に伴い、営業利益は141億69百万円、経常利益は142億55百万円、四半期純利益は97億64百万円となりました。

事業の種類別には、電力関連事業は売上高197億87百万円、営業利益16億2百万円、セラミックス事業は売上高378億47百万円、営業利益86億88百万円、エレクトロニクス事業は売上高188億37百万円、営業利益38億70百万円となりました。

所在地別には、日本は売上高548億16百万円、営業利益84億19百万円、北米は売上高127億73百万円、営業利益26億11百万円、欧州は売上高168億91百万円、営業利益17億42百万円、その他の地域は売上高104億58百万円、営業利益921百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動による113億35百万円の収入、投資活動による28億17百万円の支出、財務活動による70億12百万円の支出により第1四半期末に比べ51億83百万円増加し、1,006億85百万円となりました。

##### [ 営業活動によるキャッシュ・フロー ]

営業活動に伴う資金は、NAS電池やディーゼル関連製品などのたな卸資産が増加したことによる資金減があったものの、税金等調整前四半期純利益や減価償却費などの計上により全体では113億35百万円の収入となりました。

##### [ 投資活動によるキャッシュ・フロー ]

投資活動に伴う資金は、ディーゼル関連製品の設備投資等により28億17百万円の支出となりました。

##### [ 財務活動によるキャッシュ・フロー ]

財務活動に伴う資金は、自己株式の取得による支出などにより70億12百万円の支出となりました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間のグループ全体の研究開発費は33億53百万円であり、この中にはグループ外部からの受託研究にかかわる費用2億48百万円が含まれております。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備について重要な変更があったものは、次のとおりであります。

##### 新設

セラミックス事業において、NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司(海外子会社)がディーゼル・パティキュレート・フィルタ(DFP)生産設備を新設する計画については、需要動向の見直し等により計画の一部を変更したため、投資予定金額を当初の4,720百万円から3,820百万円に変更し、また完成予定年月も平成21年7月から平成22年6月に延期しております。

また当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・拡充計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着工及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 小牧事業所	愛知県春日井 市・小牧市	電力関連 事業	NAS電池生産 設備	11,260	-	自己資金	平成21年4月	平成22年6月	60MW/年
NGK(蘇州)電瓷有 限公司	中華人民共和 国江蘇省 蘇州市	電力関連 事業	変電用がいし 生産設備	1,560	-	親会社か らの借入 金	平成21年2月	平成21年9月	2000トン/年
NGK CERAMICS EUROPE S.A.	ベルギー エノー州	セラミッ クス事業	自動車排ガス 浄化用触媒担 体生産設備	1,710	-	自己資金	平成21年2月	平成22年2月	(注)

(注) 生産工程の一部新設のため、増加能力を算定することが困難であります。従って、具体的な完成後の増加能力を記載しておりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	337,560,196	337,560,196	東京、名古屋、大阪(各 市場第一部)及び 札幌各証券取引所	-
計	337,560,196	337,560,196	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

( 2 ) 【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたものの数を減じております。

旧商法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成17年7月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	156(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成17年8月5日 至平成47年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成47年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成46年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成46年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において次の方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

(承継される新株予約権の内容の決定の方針)

目的たる完全親会社の株式の種類



完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

承継前における価額と同額

権利行使期間

承継前における権利行使期間に同じ

その他の権利行使の条件、消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第2-1回新株予約権

平成18年7月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	112(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月12日 至平成48年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、当社取締役会および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第2-2回新株予約権  
平成18年7月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	37(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月12日 至平成48年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、当社取締役会および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。  
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残

存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第3回新株予約権

平成19年7月27日及び同年8月10日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	62(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成19年8月31日 至平成49年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成49年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成48年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成48年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、当社取締役会および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の

承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 新株予約権の目的となる株式の数 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 新株予約権の行使期間 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 新株予約権の行使期間 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記 新株予約権の行使の条件 に準じて決定する。

第4回新株予約権

平成20年7月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	57(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成20年8月14日 至平成50年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成50年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成49年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成49年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)を調整するものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。



交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 新株予約権の目的となる株式の数 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 新株予約権の行使期間 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 新株予約権の行使期間 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記 新株予約権の行使の条件 に準じて決定する。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	337,560	-	69,849	-	85,135

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	33,342	9.87
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	27,457	8.13
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口及び信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	24,640	7.29
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	18,695	5.53
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	16,713	4.95
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	5,639	1.67
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3-5-12	5,391	1.59
モルガンホワイトフライヤーズエキ ュイティデリヴエイティブ (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	米国・デラウェア州ウィルミントン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	4,902	1.45
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	4,396	1.30
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	4,384	1.29
計	-	145,562	43.12

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口及び信託口4G)の所有株式数は、各行の信託業務に係る株式数であります。
2. 当社は自己株式5,768千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主からは除いております。
3. フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシーから、平成20年8月7日付で提出された大量保有報告書に係る変更報告書により、平成20年7月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1	9,389	2.78
エフエムアール エルエルシー	米国 マサチューセッツ州ボストン	3,871	1.15
計	-	13,260	3.93

4. パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社並びにその共同保有者であるパークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ及びパークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ及びパークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド及びパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドから、平成20年9月30日付で提出された大量保有報告書により、平成20年9月22日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾 1 - 1 - 39	6,447	1.91
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ、エヌ・エイ	米国カリフォルニア州サンフランシスコ	6,197	1.84
パークレイズ・グローバル・ファ ンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州サンフランシスコ	2,153	0.64
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ・リミテッド	英国ロンドン	3,110	0.92
パークレイズ・キャピタル・セ キュリティーズ・リミテッド	英国ロンドン	361	0.11
計	-	18,268	5.41

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,768,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 329,357,000	329,357	-
単元未満株式	普通株式 2,435,196	-	-
発行済株式総数	337,560,196	-	-
総株主の議決権	-	329,357	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9,000株(議決権の数9個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2-56	5,768,000	-	5,768,000	1.70
計	-	5,768,000	-	5,768,000	1.70

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,030	2,015	2,430	2,095	1,618	1,475
最低(円)	1,770	1,784	1,896	1,555	1,294	1,108

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	78,684	63,854
受取手形及び売掛金	66,184	81,955
有価証券	27,695	68,916
たな卸資産	1 82,652	1 77,237
その他	18,098	21,197
貸倒引当金	192	189
流動資産合計	273,123	312,972
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	51,405	51,884
機械装置及び運搬具(純額)	71,402	75,393
その他(純額)	37,199	29,973
有形固定資産合計	3 160,007	3 157,251
無形固定資産	2,234	3,115
投資その他の資産		
投資有価証券	58,810	2 50,390
その他	36,776	34,014
貸倒引当金	334	354
投資その他の資産合計	95,251	84,051
固定資産合計	257,493	244,417
資産合計	530,616	557,389
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,425	37,709
短期借入金	4,771	3,508
1年内償還予定の社債	-	10,000
1年内返済予定の長期借入金	35,864	13,327
未払法人税等	6,046	15,743
引当金	2,578	2,999
その他	25,514	30,303
流動負債合計	103,200	113,592
固定負債		
長期借入金	38,000	61,026
退職給付引当金	16,630	18,937
その他の引当金	430	671
その他	27,851	25,647
固定負債合計	82,912	106,283
負債合計	186,113	219,875

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金	85,149	85,135
利益剰余金	167,531	150,400
自己株式	8,362	598
株主資本合計	314,167	304,786
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,308	12,535
繰延ヘッジ損益	269	4
為替換算調整勘定	384	277
評価・換算差額等合計	9,654	12,807
新株予約権	532	458
少数株主持分	20,148	19,460
純資産合計	344,503	337,513
負債純資産合計	530,616	557,389

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	152,332
売上原価	98,873
売上総利益	53,459
販売費及び一般管理費	24,474
営業利益	28,984
営業外収益	
受取利息	1,614
受取配当金	394
デリバティブ評価益	1,105
その他	779
営業外収益合計	3,894
営業外費用	
支払利息	1,185
為替差損	1,106
持分法による投資損失	981
その他	738
営業外費用合計	4,011
経常利益	28,868
特別利益	
固定資産売却益	33
特別利益合計	33
特別損失	
固定資産処分損	345
特別損失合計	345
税金等調整前四半期純利益	28,557
法人税、住民税及び事業税	7,075
法人税等調整額	2,318
法人税等合計	9,394
少数株主利益	412
四半期純利益	18,750



【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	76,462
売上原価	50,493
売上総利益	25,968
販売費及び一般管理費	11,799
営業利益	14,169
営業外収益	
受取利息	761
受取配当金	43
デリバティブ評価益	1,822
その他	269
営業外収益合計	2,897
営業外費用	
支払利息	615
為替差損	1,741
その他	454
営業外費用合計	2,811
経常利益	14,255
特別利益	
固定資産売却益	23
特別利益合計	23
特別損失	
固定資産処分損	272
特別損失合計	272
税金等調整前四半期純利益	14,005
法人税、住民税及び事業税	4,306
法人税等調整額	250
法人税等合計	4,055
少数株主利益	185
四半期純利益	9,764

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	28,557
減価償却費	13,263
退職給付引当金の増減額(は減少)	380
前払年金費用の増減額(は増加)	630
受取利息及び受取配当金	2,009
支払利息	1,185
持分法による投資損益(は益)	981
有形固定資産売却損益(は益)	311
たな卸資産評価損・処分損	449
売上債権の増減額(は増加)	410
たな卸資産の増減額(は増加)	9,195
その他の流動資産の増減額(は増加)	950
仕入債務の増減額(は減少)	479
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,031
その他	2,300
小計	29,080
利息及び配当金の受取額	2,071
利息の支払額	1,155
法人税等の支払額	15,673
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>14,322</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	3,502
有価証券の売却による収入	9,921
有形固定資産の取得による支出	15,707
有形固定資産の売却による収入	223
無形固定資産の取得による支出	477
投資有価証券の取得による支出	1,433
投資有価証券の売却による収入	1,422
定期預金の増減額(は増加)	518
その他	107
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>9,140</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,177
社債の償還による支出	10,000
自己株式の取得による支出	7,812
配当金の支払額	3,704
その他	35
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>20,375</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	294
<b>現金及び現金同等物の増減額(は減少)</b>	<b>14,899</b>
現金及び現金同等物の期首残高	119,795
<b>連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)</b>	<b>4,210</b>
現金及び現金同等物の四半期末残高	100,685

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1)連結の範囲の変更 連結子会社でありました(株)NGK水環境システムズは、第1四半期連結会計期間において、富士電機ホールディングス(株)の連結子会社でありました富士電機水環境システムズ(株)を吸収合併したことにより共同支配企業となったため、当社の連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社となりました。これに伴い、(株)NGK水環境システムズの子会社の(株)NGK-Eソリューションについても連結の範囲から除外しております。なお、両者はそれぞれメタウォーター(株)、メタウォーターサービス(株)に商号変更しております。またNGK Ceramics Mexico,S.de R.L.de C.V.及びNGK Automotive Ceramics Mexico,S.de R.L.de C.V.は、当第2四半期連結会計期間において重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2)変更後の連結子会社の数 56社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p>	<p>持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より、上記1. 連結の範囲に関する事項の変更に記載のとおり、メタウォーター(株)(旧社名 (株)NGK水環境システムズ)は、持分法適用関連会社となりました。</p> <p>変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p>

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、「原価法」から「原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)」に変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ347百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2)連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴う当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. たな卸資産の評価方法	たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、主として加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
有形固定資産の耐用年数の 変更	<p>当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、第1四半期連結会計期間より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ493百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
海外連結子会社の留保利益 の配当に係る一時差異（繰 延税金負債）	<p>平成20年9月19日開催の当社取締役会において、特定の海外連結子会社について当期首以降に新たに生じる利益を当社に配当せず再投資する方針を確認し、決議いたしました。これに伴い、当該子会社から当社への配当上限はそれぞれの当期首利益剰余相当額となったため、その範囲でのみ留保利益の配当に係る一時差異（繰延税金負債）を認識することとなりました。これにより、当第2四半期連結累計期間では配当上限がない場合に比べて法人税等調整額は2,420百万円少なく、四半期純利益は同額増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>1. たな卸資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">44,040百万円</td> </tr> <tr> <td>未成工事支出金</td> <td style="text-align: right;">2,243百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">6,891百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">29,477百万円</td> </tr> </table> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 249,381百万円</p> <p>4. 偶発債務 連結会社以外の会社のファクタリング等に対する保証債務は以下のとおりであります。  <table style="width: 100%;"> <tr> <td>関連会社のファクタリング</td> <td style="text-align: right;">1,368百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">185百万円</td> </tr> </table>           上記の関連会社のファクタリングについては、関連会社の買掛金に対する一括ファクタリング制度の導入に伴い、当社と他社が極度額200億円の連帯保証を付している債務保証残高であります。</p>	商品及び製品	44,040百万円	未成工事支出金	2,243百万円	仕掛品	6,891百万円	原材料及び貯蔵品	29,477百万円	関連会社のファクタリング	1,368百万円	従業員住宅ローン	185百万円	<p>1. たな卸資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">36,982百万円</td> </tr> <tr> <td>未成工事支出金</td> <td style="text-align: right;">3,748百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">9,263百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">27,242百万円</td> </tr> </table> <p>2. 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。            投資有価証券 186百万円            なお、上記の投資有価証券については、他社の銀行借入金1,985百万円の物上保証に供しているものであります。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 241,137百万円</p> <p>4. 偶発債務 連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証債務は以下のとおりであります。  <table style="width: 100%;"> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">212百万円</td> </tr> <tr> <td>関連会社の借入金</td> <td style="text-align: right;">346百万円</td> </tr> </table></p>	商品及び製品	36,982百万円	未成工事支出金	3,748百万円	仕掛品	9,263百万円	原材料及び貯蔵品	27,242百万円	従業員住宅ローン	212百万円	関連会社の借入金	346百万円
商品及び製品	44,040百万円																								
未成工事支出金	2,243百万円																								
仕掛品	6,891百万円																								
原材料及び貯蔵品	29,477百万円																								
関連会社のファクタリング	1,368百万円																								
従業員住宅ローン	185百万円																								
商品及び製品	36,982百万円																								
未成工事支出金	3,748百万円																								
仕掛品	9,263百万円																								
原材料及び貯蔵品	27,242百万円																								
従業員住宅ローン	212百万円																								
関連会社の借入金	346百万円																								

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)						
<p>1. 販売費及び一般管理費中の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>給料賃金・賞与金</td> <td style="text-align: right;">7,845百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">186</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">66</td> </tr> </table>	給料賃金・賞与金	7,845百万円	賞与引当金繰入額	186	役員賞与引当金繰入額	66
給料賃金・賞与金	7,845百万円					
賞与引当金繰入額	186					
役員賞与引当金繰入額	66					

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)						
<p>1. 販売費及び一般管理費中の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>給料賃金・賞与金</td> <td style="text-align: right;">3,652百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">115</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> </table>	給料賃金・賞与金	3,652百万円	賞与引当金繰入額	115	役員賞与引当金繰入額	34
給料賃金・賞与金	3,652百万円					
賞与引当金繰入額	115					
役員賞与引当金繰入額	34					

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (百万円)	
現金及び預金	78,684
現金及び預金勘定に含まれる預入 期間が3ヶ月を超える定期預金	1,303
有価証券勘定に含まれる譲渡性預 金、マネー・マネジメント・ファ ンド等	23,304
現金及び現金同等物	100,685

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 337,560千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,768千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 当社 532百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,704	11	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年10月29日 取締役会	普通株式	3,649	11	平成20年9月30日	平成20年12月5日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結会計期間末における自己株式の残高は、前連結会計年度末に比して7,763百万円増加し、8,362百万円となっております。これは主に、平成20年7月28日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年7月30日から平成20年8月13日にかけて、信託方式による市場買付により当社普通株式5,000,000株を総額7,696百万円で取得したためであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	電力関連 事業 (百万円)	セラミックス 事業 (百万円)	エレクトロ ニクス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	19,779	37,845	18,837	76,462	-	76,462
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	8	1	-	10	(10)	-
計	19,787	37,847	18,837	76,473	(10)	76,462
営業利益	1,602	8,688	3,870	14,161	8	14,169

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	電力関連 事業 (百万円)	セラミックス 事業 (百万円)	エレクトロ ニクス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	36,120	79,684	36,527	152,332	-	152,332
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	18	8	-	27	(27)	-
計	36,139	79,692	36,527	152,359	(27)	152,332
営業利益	3,086	19,783	6,102	28,973	11	28,984

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用NAS電池(ナトリウム/硫黄電池)
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	ベリリウム銅圧延製品・加工製品、金型製品、電子工業用・半導体製造装置用セラミックス製品

(注) 従来、区分掲記していた「エンジニアリング事業」の相当部分を占めていた連結子会社の㈱NGK水環境システムズが、富士電機ホールディングス㈱の連結子会社でありました富士電機水環境システムズ㈱と合併したことにより共同支配企業となったため、当社の連結の範囲から除外いたしましたので、第1四半期連結会計期間より同セグメントはなくなりました。これに伴い、従来「エンジニアリング事業」に含まれていた放射性廃棄物処理装置など一部の製品は、第1四半期連結会計期間より「セラミックス事業」に含まれております。この結果、従来の方法と比較して、当第2四半期連結累計期間の「セラミックス事業」の売上高は1,571百万円、営業利益は161百万円、それぞれ増加しております。

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、「電力関連事業」で71百万円、「セラミックス事業」で244百万円、「エレクトロニクス事業」で31百万円それぞれ減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な変更等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。これに伴う当第2四半期連結累計期間にかかる各セグメントの営業利益に与える影響は軽微であります。



#### 4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置について、耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、「電力関連事業」で131百万円、「セラミックス事業」で280百万円、「エレクトロニクス事業」で81百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	43,440	9,498	16,426	7,097	76,462	—	76,462
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	11,376	3,275	464	3,361	18,477	(18,477)	—
計	54,816	12,773	16,891	10,458	94,939	(18,477)	76,462
営業利益	8,419	2,611	1,742	921	13,693	475	14,169

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	87,104	19,059	33,920	12,249	152,332	—	152,332
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	22,580	6,366	990	6,432	36,370	(36,370)	—
計	109,685	25,425	34,910	18,681	188,703	(36,370)	152,332
営業利益	15,906	4,130	6,070	1,878	27,986	998	28,984

(注) 1. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ、メキシコ

欧州：ドイツ、ベルギー、フランス、ポーランド等

その他の地域：インドネシア、中国、オーストラリア、  
タイ、南アフリカ等

2. 会計処理の方法の変更

( 棚卸資産の評価に関する会計基準 )

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、「日本」が347百万円減少しております。

( 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い )

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。これに伴う当第2四半期連結累計期間にかかる各セグメントの営業利益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

( 有形固定資産の耐用年数の変更 )

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置について、耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、「日本」が493百万円減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
・海外売上高（百万円）	11,019	15,389	9,165	7,168	42,742
・連結売上高（百万円）					76,462
・連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	14.4	20.1	12.0	9.4	55.9

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
・海外売上高（百万円）	20,859	30,673	16,647	14,705	82,885
・連結売上高（百万円）					152,332
・連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	13.7	20.1	10.9	9.7	54.4

（注）1．国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ、メキシコ

欧州：ドイツ、ベルギー、フランス、ポーランド等

アジア：韓国、中国、タイ等

その他の地域：南アフリカ、サウジアラビア等

2．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	975.98円	1株当たり純資産額	942.94円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	55.79円	1株当たり四半期純利益金額	29.10円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	55.72円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	29.07円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	18,750	9,764
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	18,750	9,764
期中平均株式数(千株)	336,087	335,546
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	418	398
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間  
(自平成20年7月1日  
至平成20年9月30日)

当社は平成20年10月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式の取得枠の設定に係る事項につき以下のとおり決議いたしました。

1. 自己の株式の取得を行う理由  
資本効率の向上と経営環境に応じた弾力的な資本政策を遂行するため
2. 取得に係る事項の内容
  - (1) 取得の方法  
信託方式による市場買付け
  - (2) 取得しうる株式の総数  
500万株(上限)
  - (3) 株式の取得価額の総額  
60億円(上限)
3. 取得期間  
平成20年10月31日～平成20年12月5日

## 2【その他】

### (剰余金の配当)

平成20年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....3,649百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....11円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成20年12月5日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

### (自己株式の取得)

平成20年10月29日開催の当社取締役会決議に基づく自己の株式の取得枠の設定(詳細は、同ページの第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)をご覧ください。)に基づき自己株式の市場買付を実施し、下記のとおり自己株式の取得をすべて終了いたしました。

1. 取得期間 平成20年10月31日～平成20年11月12日

2. 取得株式数 5,000,000株

3. 取得総額 5,664百万円

4. 取得方法 信託方式による市場買付

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

日本碍子株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松岡 正明 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 薫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。